

特別加入の給付基礎日額 の変更時期について

労災保険特別加入の給付基礎日額変更は
下記の①②の期間で変更申請を行ってください。

① 3月2日から3月31日の間

② 年度更新期間中※(6月1日から7月10日の間)

※ 4月1日に遡ってその年度の給付日額が変更となりますが、**申請前**
(4/1~年度更新申告書提出前) **に災害が発生していた場合**、災害発生後に
給付基礎日額変更申請を行っても**承認されません**のでご注意ください。

労働保険事務組合の皆様より、年度途中で特別加入の給付基礎額の変更を行えないか？との相談が寄せられますが、上記期間以外に変更を行うことはできません。

上記②の変更期間については災害発生後の変更は認められませんので、出来る限り上記①の期間前に特別加入者に継続・日額確認を行っていただき、給付基礎日額を変更する場合は、

3月2日※～31日の間に

「給付基礎日額変更申請書」を
管轄の労働基準監督署に提出してください。

※電子申請は3月2日(日)から、労働基準監督署の窓口申請は3月3日(月)からとなります。



福島労働局労働保険徴収室
適用第一係 電話 024-536-8800